

第 300 回 企業会計基準委員会議事概要

I. 日 時 平成 26 年 11 月 18 日（火） 13 時 30 分～16 時 00 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

（審議事項）

- (1) 2014 年 12 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）への対応
- (2) IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応
- (3) 実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」【公表議決】
- (4) 税効果会計専門委員会における検討状況
- (5) 新規テーマについて
- (6) 企業結合会計基準等について

IV. 議事概要

（審議事項）

- (1) 2014 年 12 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）への対応

小賀坂副委員長及び紙谷ディレクターより 2014 年 12 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）への対応について説明がなされ、審議が行われた。

具体的には、2014 年 12 月 4 日、5 日にロンドンで開催される ASAF 会議における議題のうち、「開示に関する取組み（開示原則-キャッシュ・フロー計算書）」及び「アジェンダ協議 2015」について、第 19 回 ASAF 対応専門委員会（2014 年 11 月 17 日開催）における議論も踏まえ、審議が行われた。

- (2) IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応

関口常勤委員及び丸岡専門研究員より IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「本 DP」という。）へのコメント対応について説明がなされ、審議が行われた。

IASB は、アジェンダ協議 2011 に対して寄せられた意見を踏まえ、2012 年 9 月に料金規制プロジェクトを調査研究プロジェクトとして再開している。当調査研究プロジェクトの一環として、IASB は、2013 年 3 月に「情報要請」を公表し、これに対する回答を踏まえて審議を重ねており、2014 年 9 月 17 日に本 DP（コメント提出期限：2015 年 1 月 15 日）を公表している。今回の委員会においては、本 DP の概要及びコメントの方向性（案）について事務局から説明がなされたうえで、審議が行われた。今後、当委員会は、コメントレターの提出に向けて、審議を続けていくことを予定している。

(3) 実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」【公表議決】

小賀坂副委員長及び神谷客員研究員より実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について説明がなされ、審議・採決が行われ、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

(4) 税効果会計専門委員会における検討状況

小賀坂副委員長及び紙谷ディレクターより税効果会計専門委員会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

具体的には、第 11 回税効果会計専門委員会（2014 年 11 月 14 日開催）において検討された「繰延税金資産の回収可能性に関する論点－具体的な対応案の検討」について、審議が行われた。

(5) 新規テーマについて

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより新規テーマについて説明がなされ、審議が行われた。

2014 年 3 月に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 26 年内閣府令第 19 号）が公布され、単体開示の簡素化に係る財務諸表等規則の改正がなされた。この単体開示の簡素化に関連して、ASBJ による会計基準における注記の定めのうち、開示の要否が明確でないという意見が聞かれている開示項目について、実務上の取扱いを明示する観点から限定的に改正を行うことを新規テーマとして取り上げることが提案され、承認された。

(6) 企業結合会計基準等について

新井副委員長及び紙谷ディレクターより 2013 年 9 月 13 日に公表した改正企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」に関連する会計基準等の訂正に関する説明がなされ、審議が行われた。

具体的には、2013 年 9 月 13 日に公表した改正企業会計基準第 21 号に関連する会計基準等について、当財団のホームページに掲載している会計基準等の本文と新旧対照表との不整合が判明し、網羅的に再検証を行った結果、複数の字句等の誤りが発見されたという報告がなされた。そして、この点について謝罪が行われた後、今回のような会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではない字句等の誤りを直す場合の対応として、従来の「公表された会計基準等の修正の対応方法について」を改正し、「会計基準等の訂正」への対応を盛り込む形で「公表された会計基準等の修正及び訂正の対応方法について」を公表することが了承された。その後、改正企業会計基準第 21 号に関連する会計基準等の訂正内容及び訂正後の会計基準等を公表することが了承された。

以 上